

令和6年度

教育委員会定例会
(7月)

令和6年7月8日(月)

鹿屋市教育委員会

会 議 日 程

日 時 令和6年7月8日（月） 午後4時

場 所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

- （1）議案第10号 鹿屋市外国語指導助手任用規則の一部改正について （P2）

5 報 告

- （1）鹿屋市議会6月定例会の一般質問について （P6）
（2）いきいき歯っぴいメモリアル表彰式について （P13）
（3）台湾からの協定校訪問について （P14）
（4）令和6年度実施 鹿屋看護専門学校入学試験日程について （P16）
（5）鹿屋女子高等学校 部活動報告【大会結果】について （P17）
（6）鹿屋女子高等学校 第12回キッズチャレンジフェスタの実施について （P18）
（7）かのやっ子わくわくアドベンチャーin屋久島について （P20）
（8）第6回鹿屋市高校生ビブリオバトル大会について （P21）
（9）令和6年度夏の子ども教室（短期講座）について （P23）
（10）文化財ウォッチングの開催について （P24）

6 動議の討論等

7 その他

8 閉 会

議案第10号

鹿屋市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第23条の規定に基づき、別紙のとおり教育長において臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

令和6年7月8日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

令和6年4月1日付けで、鹿屋市外国語指導助手任用規則の一部改正について教育長の臨時代理によって行ったので、報告し承認を求めるものである。

鹿屋市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則

鹿屋市外国語指導助手任用規則（平成18年鹿屋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第5項中「手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第28条第2項第4号中「労働基準法」の次に「（昭和22年法律第49号）」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

鹿屋市外国語指導助手任用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○鹿屋市外国語指導助手任用規則 平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 8 号 (報酬等その計算) 第 7 条 外国語指導助手の報酬は、初年度は月額 280,000 円、2 年目は月額 300,000 円、3 年目は月額 325,000 円、4 年目及び 5 年目は 330,000 円とする。 2 報酬の支給日は、毎月 15 日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）に当たるときはその日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。 3 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第 10 条第 2 項及び第 3 項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。 4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に 12 を乗じ、その額を第 10 条第 1 項で規定する 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を 1 時間当たりの額とする。 5 外国語指導助手には期末手当及び勤勉手当を支給しない。 (懲戒処分) 第 28 条 教育委員会は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。 (1) 法若しくは法第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。	○鹿屋市外国語指導助手任用規則 平成 18 年 1 月 1 日教育委員会規則第 8 号 (報酬等その計算) 第 7 条 外国語指導助手の報酬は、初年度は月額 280,000 円、2 年目は月額 300,000 円、3 年目は月額 325,000 円、4 年目及び 5 年目は 330,000 円とする。 2 報酬の支給日は、毎月 15 日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいう。）に当たるときはその日前においてその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。 3 外国語指導助手の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月に係る報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第 10 条第 2 項及び第 3 項に規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。 4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に 12 を乗じ、その額を第 10 条第 1 項で規定する 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額を 1 時間当たりの額とする。 5 外国語指導助手には期末手当を支給しない。 (懲戒処分) 第 28 条 教育委員会は、外国語指導助手に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、当該外国語指導助手に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。 (1) 法若しくは法第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 2 前項の各処分の意義及び効果は、次に定めるところによる。

改正後	改正前
(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。 (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における賃金の10分の1を上回らないものとする。 (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。 (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、労働基準監督機関としての市長の認定を受けたときは、労働基準法 <u>(昭和 22 年法律 第 49 号)</u> 第 20 条に規定する手当を支給しない。	(1) 戒告 書面により当該行為を戒める。 (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における賃金の10分の1を上回らないものとする。 (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。 (4) 懲戒免職 予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において、労働基準監督機関としての市長の認定を受けたときは、労働基準法第 20 条に規定する手当を支給しない。

1	不登校について	議員名	柴立議員
【質問の要旨】 (1) 不登校について様々な施策が行われているが、現状として増えている。要因としてはどのようなことが考えられるか。 (2) 学校給食費が無償化となった。不登校児童・生徒にもその恩恵が受けられるようにできないか。 (3) 学校で、毎年行われる検診について、不登校児童・生徒は受けられているのか。 (4) フリースクールの費用は保護者負担となっている。何らかの支援を行うべきではないか。			
【答弁の要旨】 ○不登校児童生徒は、全国的に年々増加傾向にあり、本市でも、令和 5 年度は、小学校 59 人、中学校 164 人、計 223 人が不登校となっており、令和 4 年度より 27 人増加している。 令和 4 年度の調査では、1,000 人当たりの不登校児童生徒数について、国 31.7、県 28.7 に比べて、本市は令和 4 年度が 20.6、令和 5 年度は 23.9 と低い状況にはあるが、喫緊の課題として、その解決に向けて様々な取組を行っている。 不登校になる要因は、学校からの報告では、「無気力等」が最も多く、「友人関係」「学業不振」の順となり、その多くは複数の要因が絡み合っており、その解決は大変難しい面がある。 不登校児童生徒数が、年々増加している要因について、特定することは大変難しく、文科省の調査分析等でも、「長期化したコロナ禍によって生活環境が変化し、生活リズムが乱れやすい状況が続いたこと」、「交友関係を築くことが難しくなっていること」等によって、登校する意欲がわきにくい状況に加え、「保護者等の学校に対する意識の変化」等を背景として挙げており、教育委員会としても、このようなことが増加の背景や要員の主なものになっていると考えている。 本市としても、増加に歯止めをかけるべく様々な取組を行っているが、不登校は一朝一夕に解決することは難しく、対応に苦慮している現状がある。 教育委員会としては、昨年度、市の教育支援センターに加えて、全ての学校に校内支援ルームを設置する等、児童生徒の居場所づくりを進めてきているが、さらに今年度は、学校や保護者と関係機関をつなぐスクールソーシャルワーカーや、教育支援センター指導員（マイフレンド指導員）を増員して取組を強化したり、フリースクールと積極的に連携を図り支援体制を充実させたりする等、取組を工夫しているところある。 ○学校給食は、衛生管理や短時間での大量調理、配送、回収等の効率性の面から、学校において集団で食べることを前提として実施しており、家庭等への個別の提供は困難であると考えている。 教育委員会としては、不登校児童生徒への給食等の提供を含め、どのような方法があるのか、先進地の事例を参考に研究に努める。 ○児童生徒等の健康診断は、法令等（学校教育法及び学校保健安全法）の規定に基づいて、「児童生徒等の健康の保持増進を図る」ことを目的に、毎年度行われている。昨年度の内科検診における、不登校児童生徒の未受診者は、小学校で 24 人、中学校で 71 人、合計で 95			

人でした。

これらの児童生徒については、病院で集団検診同様に個人負担なく受診できることや、児童生徒や保護者の都合に合わせていつでも受診できる旨を記した文書を配付している。また、学級担任や養護教諭、管理職等が家庭訪問等を行い、積極的に受診するようお願いしたり、学校だよりや保健だより等で、受診について周知したりしている。

今後とも、学校医と密に連携を図りながら、継続的に受診を促し、全ての児童生徒の健康を保持増進できるよう、積極的に呼びかけてまいりたい。

○教育委員会としても、フリースクール等の民間団体と連携しながら、不登校児童生徒への「相談、指導、支援体制の強化」等を図っていくことが必要と考えている。

フリースクール等に児童生徒を通わせる保護者への費用補助につきましては、本市は、現時点で行っていないが、現在、国において、「困窮家庭の不登校児童生徒に対する経済的支援の在り方に関する調査研究」を実施している段階であり、今後は、その結果や、国、県の動向に注視していく。

2	市民サイドに立った快適な街づくりについて	議員名	米永議員
【質問の要旨】 (1) 令和6年4月1日から鹿屋市市民交流センターの機能見直しによる市民サービス低下について ①利用者サービスや安全管理のためにも3階スタッフルームへのスタッフ配置は必要だと考えるが見解を示されたい。 ②①の対応について指定管理者との協議でどのような意見があったのか示されたい。			
【答弁の要旨】 ○市民交流センターについては、令和6年4月から、2階の芸術文化学習プラザに3階のフィットネスホール等を加え、生涯学習課で一括して所管し、株式会社まちづくり鹿屋が指定管理を行っている。 <u>昨年度までは、フィットネスホール等において、個々人が自由にいつでも利用できる状況の中で、料金等を徴収する必要があったため、常時3階にスタッフの配置が必要でしたが、今回の機能見直しにより予約のみの利用となったことから、スタッフを常駐させることが不要となり、これまで2階と3階で別々に受付をしていたものを2階の窓口に一本化した。</u> <u>そのようなことから、3階のスタッフルームへスタッフを配置させることは不要であると指定管理者との協議の上、判断したところである。</u>なお、利用者には、職員が案内し、鍵を開けたり、利用の方法や内線電話の使い方等を含めて、説明を行うなどのサービスに努めている。 また、利用者の安全管理として、災害時の避難誘導體制については、指定管理者の方で災害時対応マニュアルを見直し、誘導分担等を改めて明確にすることで災害時にスムーズな避難誘導ができるように避難訓練等を実施している。防犯面については、防犯カメラによる確認や録画に加え、指定管理者職員による1時間に1回程度の巡視を実施するなどして安全の確保に努めている。 現在、システムが変わったばかりであり、3階にスタッフが常駐していないことに対して不安に思ったり、戸惑ったりしている利用者もいると思うので、受付時に利用者にはしっかりと説明を行うなどして、今後も快適に安全に利用できるよう指定管理者と連携を図っていく。			

3	認知症対策及び認知症基本法について	議員名	西園議員
【質問の要旨】 (1) 「認知症基本法」の中で、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進とあるが、児童生徒の学年等も考慮し、今後の取組はどうか示されたい。			
【答弁の要旨】 ○高齢社会の進展に伴い、認知症の人の増加は私たちの生活に直結した身近な問題であり、小・中学校の段階から認知症及び認知症の人に関する正しい理解を深め、接し方や対処の仕方等について学習することは極めて重要であると考えている。 令和6年1月に施行された、いわゆる「認知症基本法」において、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、学校教育及び社会教育における認知症に関する教育の推進が謳われている。 現在、<u>本市の小・中学校における認知症の学習は、高齢者の抱える課題の一つとして、中学校家庭科で学習する他、特別活動や総合的な学習の時間などで、高齢者との交流や模擬体験などの活動を通して行われている。</u> また、<u>令和5年度は小学校3校において「認知症サポーター養成講座」を、172人が受講した。</u>本講座は、専門の講師の指導のもと、基本的な知識と認知症の人への対応方法を学ぶ講座であり、受講した児童から「周りの工夫で明るく過ごせることが分かった」「誰にでもおこりうる、自分の親もなる可能性があるので、認知症についてもっと知りたい」といった感想があった。 教育委員会として、<u>各学校において様々な教育活動を通して、高齢者を含む様々な人々への思いやりの心を育むとともに、伝統芸能の継承や昔遊びなどの体験活動や、学習発表会への招待などの交流活動など、これまでの活動をより充実させていきたいと考えている。</u>また、教育課程を工夫し、より計画的に認知症について学ぶ機会を設ける等の取組を行っている。			

4	オーガニックについて	議員名	松野議員
【質問の要旨】 (1) 今年度から学校給食費の全額補助が行われることとなった。全国的にも3割以上の自治体で実施されるようになってきた。今後は内容・質が問われてくると考えられる。購入単価や調達数量の検討など計画的にオーガニックを取り入れていく考えはないか。 (2) 保護者の皆さんに対して、オーガニック給食に対するアンケートなどを行う考えはないか。			
【答弁の要旨】 ○学校給食で使用する食材の選定につきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、鮮度が良く衛生的なもの、添加物の少ないものを使用したり、できるだけ地元産の食材を使用したりする等、内容・質に配慮し、安全安心な給食の提供に努めている。 市内で生産された有機農産物を、学校給食食材として使用することは、地産地消に繋がるほか、食育の観点などからも意味のある取組ですが、 <u>現在、鹿屋市の学校給食センターで使用する食材の必要量が多く、学校給食に提供できるほどの定量、定品質の有機農産物の確保が難しいため、現時点での導入は難しいと考えており、アンケートを実施する段階にないと考えている。</u> <u>6月に「鹿屋市有機農業推進協議会」が設置され、有機農業推進に向けた方針等について検討が行われることから、教育委員会としても、市長部局と連携し、幅広い知見を持った方々から様々な御意見をいただくとともに、他自治体等の状況についても調査研究していく。</u>			

5	学校給食費の無償化後の質の維持向上について	議員名	中馬議員
【質問の要旨】 (1) 学校給食の質を維持向上させて、栄養バランスのとれた豊かな食事を子どもたちに提供し続けるために、物価上昇率を反映した学校給食の予算の見直しは、毎年度なされるのか示されたい。 (2) 物価上昇率を反映した学校給食予算の見直しのための具体的な事務は、どのような形で行われるのか示されたい。			
【答弁の要旨】 ○ <u>学校給食費に係る事務につきましては、成長期の児童生徒の栄養量を計算して学校給食摂取基準を満たすことや、食事内容の向上等を十分勘案し、魅力ある学校給食となるよう配慮しながら、前年度の食品使用量や物価上昇等を基に毎年算定しており、「学校給食センター運営委員会」の審議を経て決定している。</u> 「学校給食センター運営委員会」は、学校給食費に関すること、学校給食費会計の予算及び決算に関すること等、学校給食センターの運営に関する重要な事項について審議するために各給食センターに設置しているもので、委員は、学校長、PTA代表が推薦した保護者、学識経験者で構成されている。 <u>学校給食費の無償化にかかわらず、学校給食費はこれまでと同様に毎年見直しを行っていくが、今後、物価が大きく変動し困難を来すような場合は、適宜見直しを図り、栄養バランスのとれた学校給食が維持できるよう努めていく。</u>			

6	保健福祉行政について	議員名	児玉議員
【質問の要旨】 (1) 教育現場において、認知症の人への理解を深めるためにどのような取組が考えられているか。			
【答弁の要旨】 ○本市の小中学校における認知症の学習は、高齢者の抱える課題の一つとして、中学校家庭科「地域に暮らす高齢者」において学習する他、特別活動や総合的な学習の時間などに高齢者との交流や模擬体験などの活動を通して行われている。 令和5年度は、小学校3校において認知症サポーター養成講座を、172人の児童が受講しました。本講座は、専門的な講師の指導のもと、認知症についての基本的な知識や、認知症の人への対応方法等を学ぶものであり、受講した児童からは、「認知症の人の気持ちを考えて行動したい」「認知症の人が一番苦しいことが理解できた」などの感想が聞かれた。 学校職員は、県が作成した人権教育研修資料を基に、校内研修等で高齢者の人権課題の一つとして認知症について理解を深めるとともに、児童生徒に認知症を始めとする高齢者への対応等について認識が深まるよう指導に努めている。 教育委員会としては今後とも、<u>児童生徒の認知症を始めとする高齢者への理解を深めるとともに、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、伝統芸能の継承、昔遊びなどの活動、学習発表会への招待、近隣の特別養護老人ホームの訪問といった高齢者との交流をより一層充実させていく。</u>			

報告(2) いきいき歯っぴいメモリアル表彰式について

(学校教育課)

1 概要

鹿屋市の児童生徒が、「歯と口の健康週間」を機会に歯を大事にし、丈夫な歯を育てることに関心を高め、歯みがき等の習慣を形成するとともに、むし歯の早期発見・早期治療を強化し、「歯と口の健康」の意義を認識してもらうために鹿屋市歯科医師会と鹿屋市教育委員会が共催で図画・ポスター作品を募集している。

今年度は204点の応募があり、その中から特選8点と入選42点の作品をリナシティギャラリーにて展示するとともに、特選の受賞者8名については、リナシティホールにて表彰式を実施した。

なお、今年度より健康増進課主催の8020優良者並びに鹿屋市歯科医師会主催の歯っぴいスマイルコンテストと歯みがき動画コンテストの表彰式も併せて実施した。

2 日時・会場

- (1) 展 示 令和6年5月29日(水) 12:00～ リナシティかのや2Fギャラリー
6月12日(水) ～12:00
- (2) 表彰式 令和6年6月1日(土) 11:00～12:00 リナシティかのや3Fホール

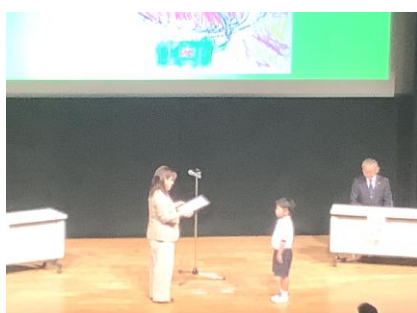
3 参加者

- (1) 展 示 来場者 226人(5月29日～6月12日)
- (2) 表彰式 受賞者8人、来賓(表彰者)7人、来場者38人
運営15人(歯科医師会2人、健康増進課4人、学校教育課9人) 計68人

4 表彰

- (1) 図画・ポスター展特選8人
(鹿屋市長賞、鹿屋市議会議長賞、鹿屋市教育長賞、鹿児島県歯科医師会長賞、鹿屋市歯科医師会長賞、鹿屋保健所長賞、鹿児島県歯科衛生士会長賞、歯と口の健康テーマ特別賞 各1人)
- (2) 8020優良者6人(うち受賞者2人)
- (3) 歯っぴいスマイルコンテスト(グランプリ1組、入賞3組、特別賞1組)
歯みがき動画コンテスト(グランプリ1組)

5 展示・表彰の様子



I マンダリン小学校の寿北小学校との対面交流

- 1 期日 令和6年6月24日(月)～26日(水) 2泊3日(ホームステイ受入家族:13家族)
- 2 訪問者
児童26人(8歳～12歳)、保護者24人、引率教員1人、ツアーガイド2人、計53人
- 3 内容

(1) Touching Heart オーケストラ【24日市役所市民ホール】
10:00～10:30

(2) 寿北小全体歓迎会(児童英語スピーチ等)

(3) 給食(全学年)

(4) 英語

(5) Touching Heart オーケストラ【25日リナシティかのやホール】17:30～19:30

ア 参加団体 マンダリン小、寿北小吹奏楽、鹿屋小金管バンド、鹿屋市オーケストラ

イ 参加者数 約350人

ウ 司会 かのやこどもPR大使1期生(鹿屋中2人)

エ 演奏曲数 マンダリン小9曲(String5曲・Chinese4曲)、寿北小3曲、鹿屋小6曲

※ 最終曲は全団体代表者で共演



4 感想

<教師・保護者>

- ・ 子どもたちの奏でる音楽に心が震えた。
- ・ 演奏中のMCも工夫があり、英語を実体験として必然性のある中で活用していた。
- ・ 1回のリハーサルで金管バンドや吹奏楽などの様々な楽器が融合し、1つの音楽を奏でられたことに、音楽の持つ力を実感した。

<児童>

- ・ 交流を通して「他国の友達と話せた」という、うれしい気持ちになりました。
- ・ ジェスチャーを使って伝えると分かってくれました。違う国の人でも、頑張って伝えることが大切なんだと思いました。

Ⅱ ワンダ小学校の西俣小学校との対面交流

- 1 期日 令和6年6月25日（火）～27日（木） 2泊3日
（ホームステイ受入家族：8家族）

2 訪問者

児童16人（8歳～12歳）、保護者3人、引率教員3人、ツアーガイド1人、計23人

3 内容

- (1) 西俣小全体歓迎会（合唱、じゃんけん列車、英語スピーチ等）
- (2) 生活科・総合的な学習の時間（自己紹介、日本文化・西俣紹介）
- (3) 給食（全学年）昼休み（児童会主催「みんなで遊ぼう企画」）
- (4) 縦割り外掃除体験
- (5) 英語、国語（書写体験）、色紙作成（お土産プレゼント）
- (6) 音楽（日本の歌・台湾の歌・手話付き・リトミック等）
- (7) 料理づくり（おにぎりづくり）
- (8) 平和の花束作品発表（平和に関する意見交換）・図工（七夕飾りづくり）・クラブ活動体験



4 感想

<教師・保護者>

- ・ 西俣小の2日間のカリキュラムが素晴らしかった。準備していただいた方々に感謝したい。
- ・ 台湾の子供の挨拶や礼儀正しさがしっかりしている。家事や料理も手伝ってくれた。
- ・ 西俣小の子供の整列の仕方、雑巾がけの仕方、給食の配膳など、スムーズに動く姿に感動した。
- ・ 西俣小の先生方の丁寧に授業をしている姿と児童の一生懸命聞いている姿に驚かされた。
- ・ お別れ会で涙する児童もいた。未来を担う人材の種まきになっている。西俣小に感謝したい。

<児童>

- ・ 台湾はとても優しい国、みんなが助け合っていて、心が広い国だと思った。
- ・ 最初は仲良くできるかなと思っていたけど、もう1回交流したくなった。
- ・ 会話をしていて、分からないときや分かったときにリアクションをもらえてうれしかった。
- ・ 台湾は優しい人ばかりでけんかもない思いやりがある国だと思った。お別れが寂しかった。

報告(4) 令和6年度実施 鹿屋看護専門学校入学試験日程について

(学校教育課)

1 入学試験日程

日程	A 日程			B 日程	二次募集
試験日	令和6年11月9日(土)			令和7年1月25日(土)	令和7年3月17日(月)
選考区分	推薦		一般	一般	一般
	指定校	一般	社会人地元枠(※)		
受験対象	高校卒業見込者		社会人(高校卒業以上)	高校卒業見込者及び社会人	高校卒業者及び社会人
受験資格	(1) 評定平均 3.7 (指定校 3.8) 以上で学校長の推薦を受けられる者 (2) 合格した場合に本校に入学を確約できる者 (3) 本校を卒業後、鹿屋市内に看護師として就職する意思のある者		鹿屋市内に2年以上居住または就業していて、かつ、合格した場合、入学を確約でき、卒業後引き続き2年以上鹿屋市内で看護師として就業する者	(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者又は令和7年3月卒業見込みの者 (2) 学校教育法施行規則第150条に規定する高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者 (3) (1)・(2)以外の者で学校教育法第90条に該当する者	
試験	小論文	英語 I・II 小論文	国語(現代文) 数学 I 小論文	国語(現代文) 英語 I・II 数学 I 小論文	数学 I 小論文
	面接(集団討論)				
願書受付	令和6年10月25日(金)から 令和6年11月1日(金)まで			令和6年12月2日(月)から 令和7年1月21日(火)まで	令和7年2月28日(金)から 令和7年3月14日(木)まで
合格発表	令和6年11月18日(月)			令和7年2月5日(水)	令和7年3月21日(金)
入学手続	令和6年11月18日(月)から 令和6年11月29日(金)まで			令和7年2月5日(水)から 令和7年2月21日(金)まで	令和7年3月21日(金)から 令和7年3月24日(月)まで
出願書類等	入学願書及び受験票・入学検定料(10,000円)・写真				

※ 社会人地元枠の受験資格について、「鹿屋市内で看護師として就業する者」に県立病院への就職は含まれないため、県立病院への就職を希望する社会人は、B 日程で受験する必要がある。

※ 「二次募集」は、B 日程試験を終えて、誓約書提出者数が入学定員を満たさなかった場合に実施。

2 入学志願者増加に向けた取組み

- (1) 学校説明会(大隅管内で入学実績のある学校・在校生の卒業校の教員を対象に本校で実施)
- (2) オープンキャンパス(「白爛祭」開催時に実施 ※要事前予約)
- (3) 各高校での説明会
- (4) 高校生対象進路ガイダンスへの積極的な参加
- (5) 鹿屋市内各中学校での説明会
- (6) 社会人も対象とした取り組みとしてのSNS活用(Instagramや公式LINE等)
- (7) 個別での学校見学への対応

1 スーパービジネスクラブ

■第71回鹿児島県高等学校ビジネス計算競技大会

日時 令和6年6月2日(日) 午前9時

場所 鹿児島商業高等学校

【大会結果】

○団体総合(電卓の部)競技 優勝 → 九州大会(沖縄)出場 7月22日 23日
→ 全国大会(横浜)出場 7月30日

・全国大会出場3名 [情報ビジネス科 3年 堂地 徒禾 井手 若菜
2年 横山 礼桜 寺本 望羽(補欠)

○団体総合(珠算の部)競技 3位 → 九州大会(沖縄)出場 7月22日 23日

・九州大会出場7名 [情報ビジネス科 3年 堂地 徒禾 井手 若菜 柳川 美桜
2年 横山 礼桜 留口 心寧 小林 来夢 小林 心夢 寺本 望羽(補欠)

○個人総合(珠算の部) 2年 小林 心夢 → 九州大会(沖縄)出場 7月22日 23日

■第71回鹿児島県高等学校ワープロ競技大会

[日時 令和6年6月2日(日) 午前9時

場所 鹿児島女子高等学校

【大会結果】

個人(速度の部) 11位

情報ビジネス科 3年 前原 優那 →九州大会(久留米)出場 7月24日 25日

個人(技能の部) 8位

情報ビジネス科 3年 黒木 さゆき →九州大会(久留米)出場 7月24日 25日

2 水泳競技

■第76回鹿児島県高等学校水泳競技大会

日時 令和6年5月30日(木) 5月31日(金) 午前10時

場所 鹿児島市鴨池公園 屋内水泳プール

生活科学科 3年 小西 新

【大会結果】

個人(100m 背泳ぎ) 1位] 九州大会(長崎)出場 7月13日 14日
個人(200m 背泳ぎ) 2位]

報告(6) 鹿屋女子高等学校 第12回キッズチャレンジフェスタの実施について

(学校教育課)

- 1 目 的 専門学科の生徒が、日頃の学習成果を地域の子どもたちに体験活動を通して還元することにより、地域貢献の意識を深めさせる。また、協働力と共感力を磨く生徒の育成を目的として、地域に根ざした貢献活動を行う。
- 2 期 日 令和6年8月8日(木)
- 3 時 間 9時30分～12時30分
- 4 会 場 鹿屋女子高等学校(本館・多目的ホール) ※ 駐車場は西原運動公園マクドナルド側
- 5 参加形態 情報ビジネス科 1年 4ブース・2年 4ブース 生活科学科 6ブース
普通科 2ブース 卓球、音楽部等 6ブース(合計 22ブース)
- 6 内 容 各種ものづくり教室など
- 7 募集対象 小学生(未就学児は保護者同伴で参加)
定員(予約講座 13ブース) 約700名
- 8 参 考 令和5年度 台風により中止
令和4年度 参加者 小学生 約700名 保護者 約300名



実施風景

第12回

誰でも自由に
参加・体験できるよ！
※一部予約が必要

キッズチャレンジフェスタのご案内

期 日 令和6年8月8日（木）9:30～12:30

会 場 鹿屋女子高等学校

駐車場 西原グラウンド（マクドナルド側）

鹿屋看護専門学校

対 象 小学生

※未就学のお子様や保護者の方が楽しめる教室もございます

未就学のお子様は保護者同伴のうえ、ご参加ください

予約が必要な講座

- ① おやこでものづくり
- ② ケーキやさん
- ③ かいがらをつかったこものづくり
- ④ おべんとうやさんごっこ
- ⑤ あるふあべっときーほるだー
- ⑥ おりぞめ
- ⑦ おしゅうじきょうしつ
- ⑧ スクラッチ
- ⑨ ふうりんこうぼう
- ⑩ ミサンガ
- ⑪ パタパタカード
- ⑫ じんこういくら
- ⑬ すいちゅうエレベーター

☆本校ホームページの
専用フォームより
ご応募ください

鹿屋女子高等学校

受付期間：7月19日（金）9時～

7月26日（金）16時まで

※先着順！予約できる講座は1人3講座まで！

定員になり次第、募集を締め切らせていただきます

予約なしで 参加できる講座

- *プラバン
- *シール
- *バスボム
- *スクイズ
- *スライム
- *缶バッジ
- *羽キーホルダー
- *カレンダー

みんなで
いろんなものを
つくろう

お問い合わせは
こちらまで

鹿屋市立鹿屋女子高等学校

担当者名 中江 直子（なかえ なおこ）

〒893-0064 鹿屋市西原1丁目24番35号 TEL 0994-43-2584

報告(7) かのやっ子わくわくアドベンチャーin屋久島について

(生涯学習課)

- 1 趣 旨 鹿屋市内の小学生が、3泊4日の宿泊研修をととして交流を深めるとともに、屋久島の広大な自然の中で、様々な活動に挑戦し自己を磨き豊かで強い心を養う。
- 2 主 催 「かのやっ子わくわくアドベンチャー」実行委員会
- 3 共 催 鹿屋市子ども会育成連絡協議会
- 4 後 援 鹿屋市教育委員会
- 5 協 賛 公益社団法人 鹿屋肝属法人会
- 6 期 日 令和6年7月20日(土)～令和6年7月23日(火) 3泊4日
- 7 研修場所 屋久島町【屋久島環境文化研修センター、白谷雲水峡、春田浜など】
- 8 参加者等

	参加者 (30名)			引率者 (8名)				合計
	小5	小6	中学生 高校生	青年団	市子連	市教委	看護師	
男	6	6	3	1	1	2		19
女	7	5	3		2	1	1	19
計	13	11	6	1	3	3	1	38

- 9 日程等(予定) ※ 天候などにより変更の可能性があります。

時刻	1日目(20日)	2日目(21日)	3日目(22日)	4日目(23日)
5:00	集合(市役所南側駐車場)			
5:20	出発式 鹿屋市発(5:50)	起床(6:00)・体操	起床(6:00)・体操	起床(6:00)・体操
7:00	桜島フェリー(7:05)	朝食	朝食	朝食・退所準備
8:30	フェリー屋久島2	バス移動(9:00)	バス移動(9:00)	屋久杉木工 クラフト活動
10:00	昼食	白谷雲水峡 トレッキング	大川の滝 西部林道	退所式 みやげ店
12:30	宮之浦港着	班別昼食		昼食
13:00	うみがめ展示資料館	太鼓岩到着	なごりの松原(昼食)	フェリー屋久島2乗船
14:30	屋久杉自然館		春田浜(海浜活動)	
15:30	入所式	白谷広場着	春田浜(海水浴)	
16:00	野外炊飯			
17:00		入浴	入浴	鹿兒島港着(17:40)
18:00	夕食	夕食(18:30)	夕食(18:30)	桜島フェリー(18:30)
19:30	キャンプファイヤー	ふりかえり	ふりかえり	
20:30	入浴 ふりかえり			鹿屋市着(20:00) 解散式(市役所南側駐車場) 解散(20:30)
22:00	就寝	就寝	就寝	

報告(8) 第6回鹿屋市高校生ビブリオバトル大会について

(生涯学習課)

1 目的

ビブリオバトルを開催することで、高校生や小中学生の読書への関心を高め、読書活動を推進する。

2 ビブリオバトルとは

- ・ 高校生自ら読んで面白いと思った本の魅力を観覧者に5分で紹介する。
- ・ 発表が終わったら紹介された本について参加者が質疑応答をし、参加者は一番読みたくなった本に投票する。
- ・ 最多得票数の本を「チャンプ本」とする。

3 開催日時・場所

令和6年7月28日(日) 13時30分から
鹿屋市市民交流センター(リナシティかのや) 2階

4 ビブリオバトル発表者(バトラー)

鹿屋市内の高等学校6校から9人

【参考】

年 度	出場者数	来場者数
令和5年度	7名	60名
令和4年度	9名	31名
令和3年度	9名	90名
令和2年度	6名	49名

5 ビブリオバトルの進め方

- ・ 高校生が自ら薦める本を発表し、発表後に参加者全員で、一番読みたくなった本「チャンプ本」を投票で決定する。
- ・ 予選では9人を3人ずつに分けて「チャンプ本」を選出し、決勝では予選で勝ち上がった3人の中から再度「チャンプ本」を選出する。
- ・ ビブリオバトルで紹介した本は、図書館でも来館者に展示、紹介する。

第6回 鹿屋市高校生

ビブリオ バトル大会

観覧者募集!

一般の方も観覧できます
事前申込不要

あなたの一票で
チャンプ本が決まる



ビブリオバトルとは・・・

発表者(バトラー)が順番に5分間で本を紹介し、どの本を一番読みたくなったかを投票する。最多票を集めたものが「チャンプ本」とする。詳しくは↓

ビブリオバトル 公式大会



途中入場者は観覧のみで投票権がありません
開始時間までに各会場にお越しください

令和6年

とき

7月28日(日)

13:30-16:00
(受付13:00～)

ところ

鹿屋市市民交流センター
(リナシティかのや)2階

問合せ

鹿屋市立図書館

0994-43-9380



報告(9) 令和6年度夏の子ども教室（短期講座）について

（生涯学習課）

1 内容

小中学生やその保護者を対象として、保護者とのふれあいを目的とした講座や夏休み中の課題解決に役立つ講座を開設する。

2 講座数と特徴ある講座の一例

12 館 70 講座

高須地区学習センター：ヨット教室（7月28日）

串良公民館：文化財教室（勾玉・火おこし）（8月2日）

吾平振興会館：手話教室（7月25日）

3 各館での講座回数

（参考：春・秋・冬の短期講座）

	館 名	夏 (子ども)		春 (子ども)	秋 (子ども)	冬 (子ども)	その他 (一般)	計
1	高隈地区交流促進センター	2		0	0	2	0	4
2	花岡地区公民館	8		0	0	3	2	13
3	高須地区学習センター	5		0	0	0	4	9
4	大始良地区学習センター	5		0	0	0	4	9
5	田崎地区学習センター	6		0	0	1	11	18
6	西原地区学習センター	6		0	0	0	13	19
7	東地区学習センター	6		1	1	2	9	19
8	輝北コミュニティセンター	6		0	0	2	9	17
9	串良公民館	8		0	0	0	0	8
10	細山田分館	7		0	0	0	1	8
11	上小原分館	5		0	0	1	0	6
12	コミュニティセンター吾平振興会館	6		0	0	4	0	10
	計	70		1	1	15	53	140

（参考）生涯学習講座の内容

- ・ 市民講座（8回～10回のシリーズ：月1回）
- ・ 短期講座（単発）

報告(10) 文化財ウォッチングの開催について

(生涯学習課)

1 目的

縄文時代や弥生時代などの古代の人々が作っていた土器を、当時の作成方法を用いて作ることで、当時の生活状況やもの作りの大変さを学びながら郷土愛の醸成を図る。

2 開催日時及び場所

(1) 1日目

○令和6年7月26日(金) 14:00～16:00

○リナシティかのや 芸術文化学習プラザ2階 アトリエ(工芸)

(2) 2日目

○令和6年8月22日(木) 9:00～12:00

○文化会館駐車場→大塚山公園(串良町)→串良歴史民俗資料室
→文化会館駐車場(バス使用)

3 対応職員

文化財センター職員4名

4 参加者

市内小学校4・5・6年生を対象に20名

5 内容

(1) 1日目

ア 粘土を使って土器の原型を作る(完成後乾燥させる)

イ まが玉作り

(2) 2日目

ア 火おこし

イ 土器の野焼き(自分たちでおこした火を使って乾燥した土器を焼く)

ウ 串良歴史民俗資料室の見学

(3) 土器渡し

焼きあがった土器を後日文化財センター職員が本人へ渡す

6 募集期間等及び申込方法

(1) 募集期間: 6月28日(金)～7月16日(火)17時まで

募集方法(周知): 広報誌、鹿屋市ホームページ、鹿屋市SNS、ポスター

(2) 申込方法: 「パソコン等から専用フォームへ入力」及び「往復はがき」

※応募者多数の場合は抽選

7 参考写真



【粘土を使って土器の原型作り作業】



【乾燥させた土器の野焼き】